**平成２２年（フ）第４４６号**
秋田市寺内字イサノ117番地１
債務者　鶴山　和子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２８０号**
福島県相馬郡飯舘村草野字向押37番地
債務者　針生　康子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福島地方裁判所

**平成２２年（フ）第３１６号**
福島市岡部字当木28番地の４　岡部グリーンヒルズ当木Ａ棟
債務者　成澤久美子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
福島地方裁判所

**平成２２年（フ）第２８１号**
長野県大町市大町5510番地４
債務者　飯田　順子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第３０７号**
長野県安曇野市穂高1962番地　フレグランスアルピナＣ―101
債務者　豊田セルソこと　トヨタ・セルソ（外国人登録原票上の氏名ＴＯＹＯＴＡ　ＣＥＬＳＯ）
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第３０８号**
長野県安曇野市穂高1962番地　フレグランスアルピナＣ―101
債務者　濱崎　幸子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第３３１号**
長野県松本市大字神林5089番地１　ファミーユ管野Ｂ102号
債務者　富田　充俊
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第１３１号**
長野県諏訪市城南１丁目2659番地３　城南ハイツ301
債務者　志水　勝美
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２２年（フ）第２５７号**
広島県府中市目崎町709番地
債務者　原田　道博
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第３０１号**
広島県福山市神辺町字東中条2403番地１、旧住所広島県福山市神辺町字東中条2421番地の１
債務者　渡邉　康子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２２年（フ）第５６４号**
高知市横浜東町11番６―６号
債務者　宮崎　　学
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第７２６号**
高知市桟橋通３丁目７番１号　高村ハイツ201号
債務者　信清　恵美
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第７２９号**
高知県吾川郡いの町池ノ内1423番地
債務者　宮崎　　奨
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第７３０号**
高知県吾川郡いの町池ノ内1423番地
債務者　宮崎　　豊
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第７３２号**
高知市愛宕町１丁目６番１号　コートクレソン21―202号
債務者　藤岡健一郎
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第７３６号**
高知県香南市赤岡町５番地２　曙団地59号
債務者　元山　照代
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第７４３号**
高知市十津３丁目11番17号　西森荘１Ｆ東
債務者　桑原　未廣
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
高知地方裁判所破産係